

令和 8 年度

仕 様 書

事業名： 【農林】緊急自然災害防止対策事業

工事場所： 竹原市 下野町

工事名： 林道宿根線災害防止対策工事

工事概要： 延長 L=8.0m
ブロック積 V=16.8m²
舗装工 A=9.2m²
防護柵工 L=8m
掘削(側溝清掃) L=900m

【添付書類】
特記仕様書
工事数量総括表
図面 等

特記仕様書（個別事項）

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、「林道宿根線災害防止工事」に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・**土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）**
 - ・**特記仕様書（共通事項）（令和8年4月）広島県**※ 土木工事共通仕様書、特記仕様書（共通事項）は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・その他関連規格類

第2節 週休2日適用工事

本工事は、週休2日適用工事（受注者希望型）であり、「竹原市週休2日適用工事実施要領（令和7年6月1日一部改正）」に従うこと。なお、工事着手までに様式1「休日取得計画表」を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとし、対象期間を明確にするために、工事着手と工事完了日を計画表に明記するものとする。

※竹原市週休2日適用工事等実施要領については、「竹原市の入札・契約」に掲載している。

https://www.city.takehara.lg.jp/material/files/group/4/syukyu2katekivokouzi_zissiyorvo.pdf

※様式「休日取得計画表」は「広島県の調達情報HP>公共工事等の情報・様式集>建設工事関係_その他契約関係様式」に掲載している。

第3節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第4節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
 - ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
 - イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

- 11 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
 - (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
 - (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
 - (3) ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
 - (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出ししないもの）

第2章 材料 材料については、別紙のとおり見込んでいる。

第3章 施工条件

第1節 建設副産物

1 建設発生土（搬出）

当該工事により発生する建設発生土の処分先については、次の処分先条件を想定している。

運搬距離	5.9 km
受入費用	3,000円/m ³

なお、処分先については、発注者と受注者が協議の上、別途決定するものとし、設計変更の対象とする。

2 As殻処分

当該工事により発生するAs殻の処分先については、次の処分先条件を想定している

運搬距離	4.9km
受入費用	1,500円/t

第4章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
付帯工事については現場で監督員と打ち合わせのもと行うものとする。

材料費については次の通り計上している

名称	数量	単位	単価	備考
プレキャストガードレール基礎 BC1100 L2000 連結ボルト付	1	本	55,400	W=743kg

工事数量総括表

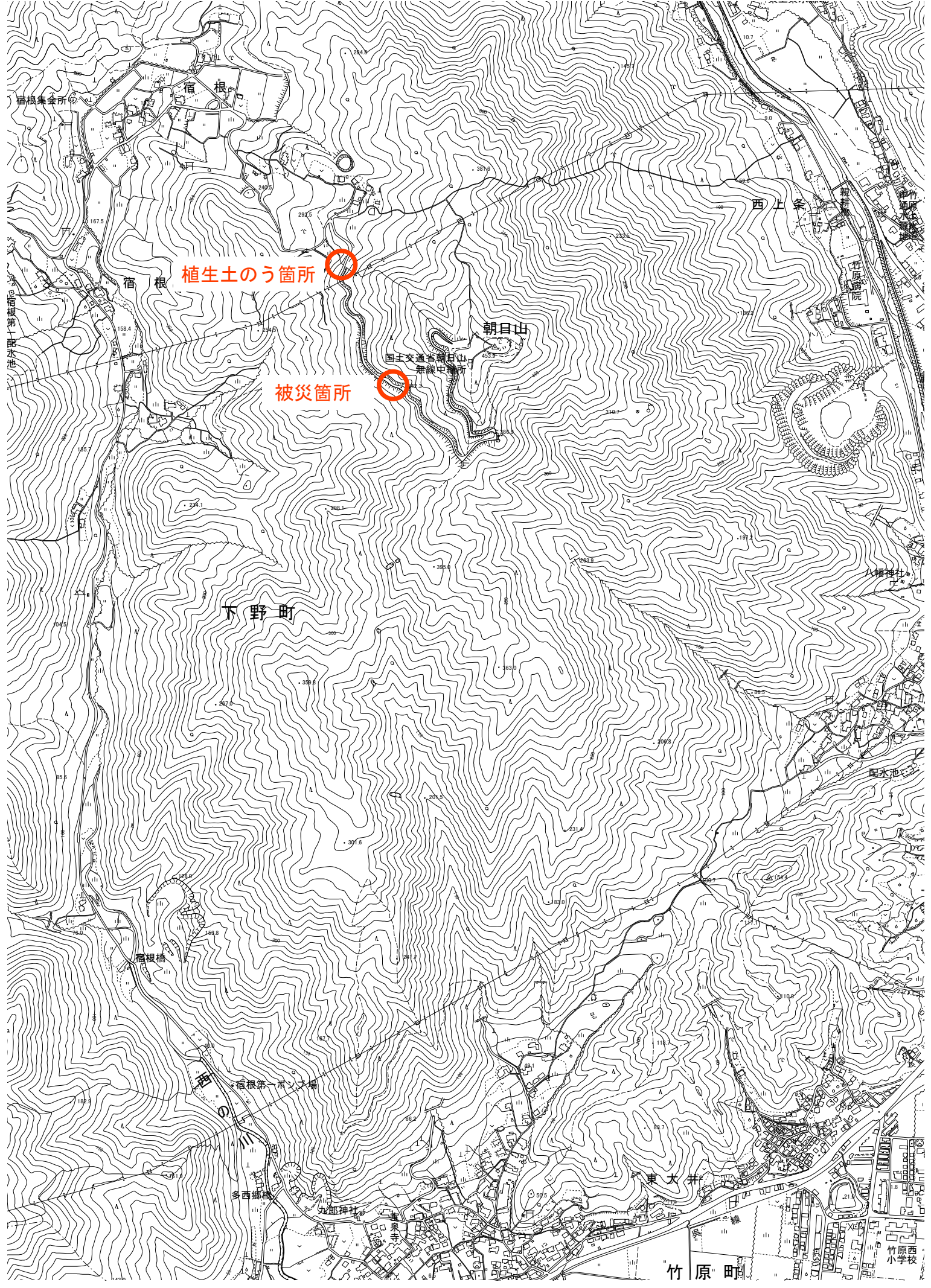
頁0 -0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	備 考
本工事費					
林道開設・改良		式		1	レベル1
道路土工		式		1	レベル2
掘削工		式		1	レベル3
土砂掘削		m3		18	レベル4
法面整形工		式		1	レベル3
法面整形 (切土部)	【土砂】	m2		14	レベル4
作業残土処理工		式		1	レベル3
作業残土処理		m3		25	レベル4
法面工		式		1	レベル2
植生工		式		1	レベル3
植生土のう工		m2		2	レベル4
石・ブロック積 (張) 工		式		1	レベル2
作業土工		式		1	レベル3
床掘り		m3		9	レベル4
埋戻し		m3		6	レベル4
コンクリートブロック工		式		1	レベル3
コンクリートブロック基礎	【底幅520, 高さ300】	m		7.4	レベル4

工事数量総括表

頁0 -0002

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	備 考
コンクリートブロック積	【控え350 滑面 裏コンt=10cm】	m2		16.8	レベル4
裏込砕石	【RC-40】	m3		5.7	レベル4
1号小口止コンクリート	【幅300, 高さ2200】	m3		0.5	レベル4
2号小口止コンクリート	【幅300, 高さ1400】	m3		0.3	レベル4
構造物撤去工		式		1	レベル2
防護柵撤去工		式		1	レベル3
防護柵撤去 (ガードレール)		m		8	レベル4
構造物取壊し工		式		1	レベル3
舗装版取壊し	【AS舗装版 t=4cm】	m2		8	レベル4
運搬処理工		式		1	レベル3
殻運搬処理	【AS殻】	m3		0.3	レベル4
現場発生品運搬	【ヘビーH3, 運搬距離】	回		1	レベル4
舗装		式		1	レベル1
舗装工		式		1	レベル2
アスファルト舗装工		式		1	レベル3
下層路盤	【RC-30 t=10cm】	m2		9.2	レベル4
表層	【再生密粒度アスコン20, 舗装厚50mm】	m2		9.2	レベル4
防護柵工		式		1	レベル2



植生土のう箇所

被災箇所

宿根

朝日山

下野町

西上条

宿根橋

宿根第一水入場

多西郷橋

九郎神社

蓮泉寺

東大井

竹原町

竹原西小学校

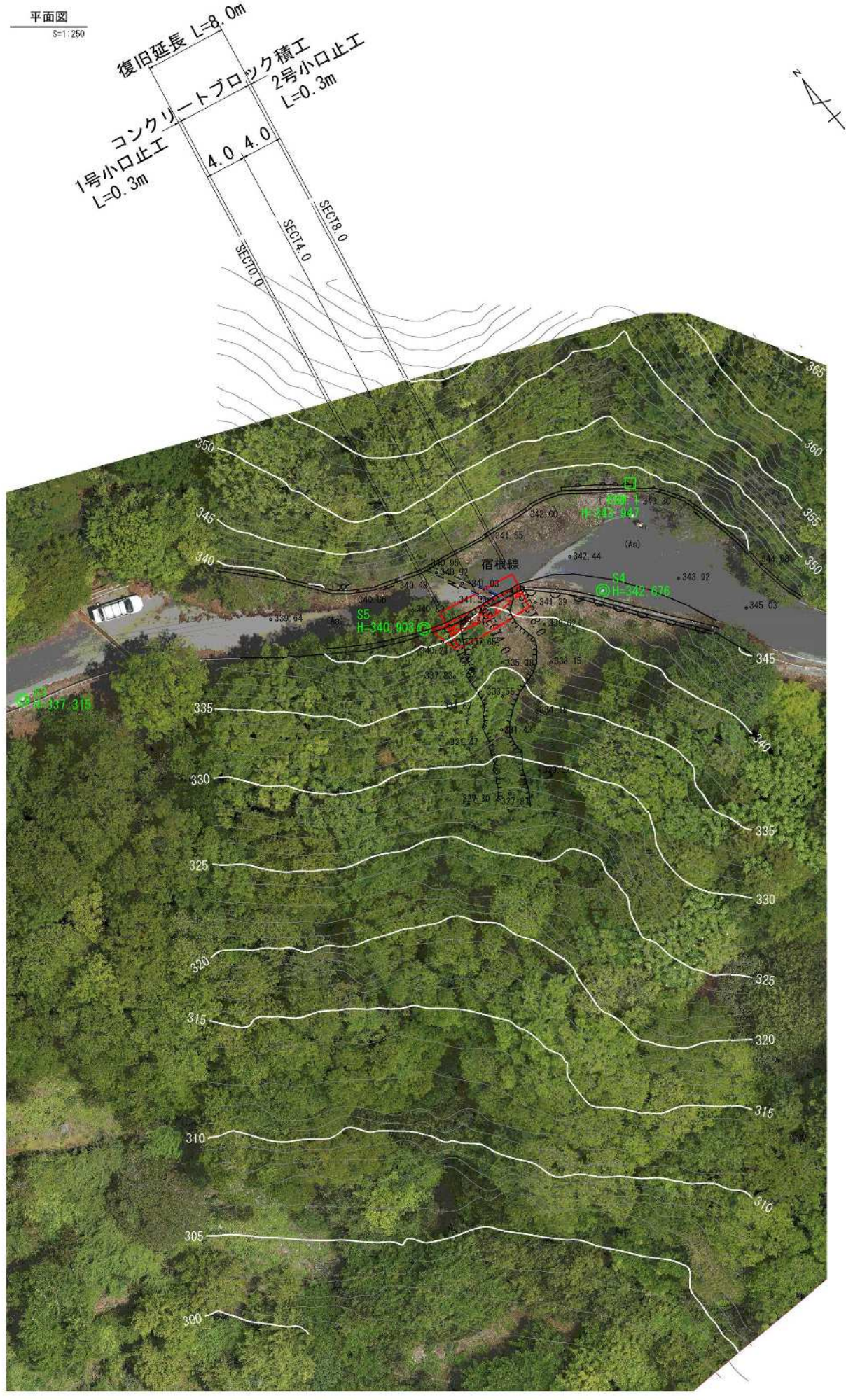
宿根集会所

宿根第一配水池

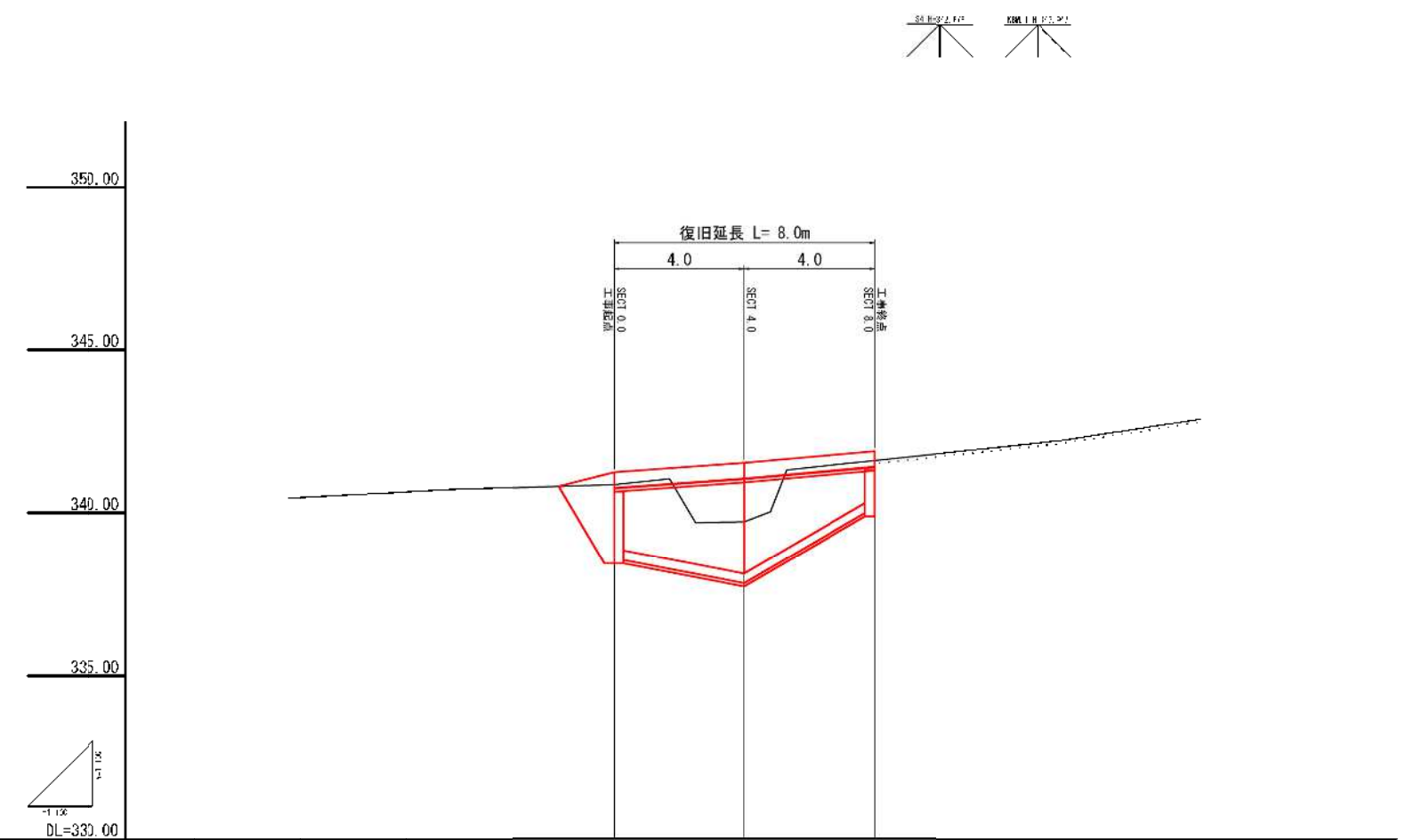
八幡神社

配水池

平面図
S=1:250



縦断面
1:100
2:100

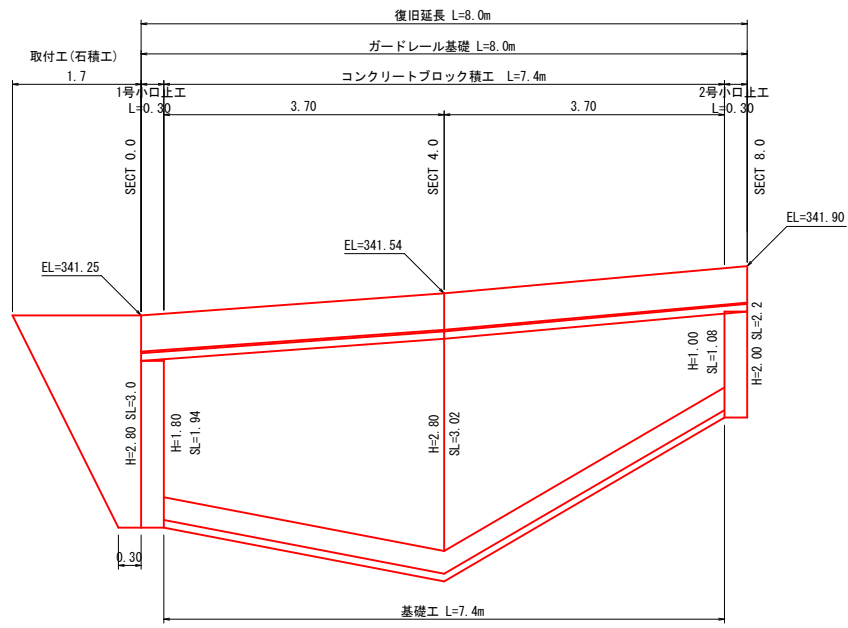


勾配			
橋脚			
切土			
埋戻	341.25	341.54	341.90
地盤高	340.87	339.73	341.61
追加距離	0.000	4.000	8.000
点検距離	0.000	4.000	4.000
測点	SECT0.0	SECT4.0	SECT8.0

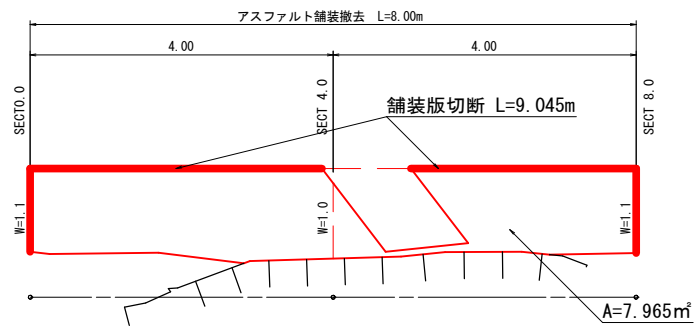
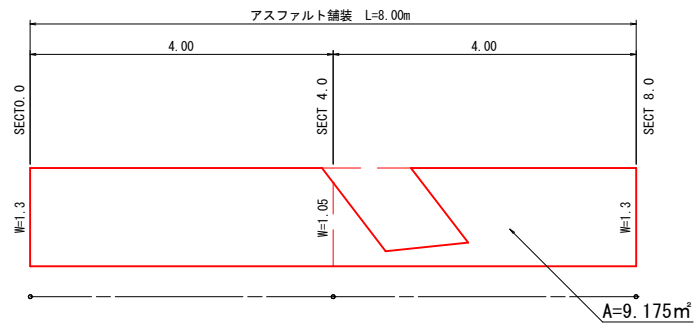
宿根線			
工事名	林道宿根線災害防止対策工事		
位置名	平面図・縦断面		
作成年月日	令和7年5月		
縮尺	図示	西園寺	1/3
会社名	株式会社トウチ		
事業所名	竹原市		

展開図
S=1:50

コンクリートブロック積工 (1:0.4)



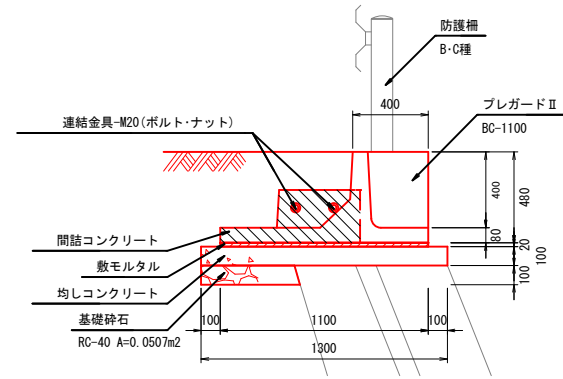
DL=335.00



構造図

ガードレール基礎工

S=1:20

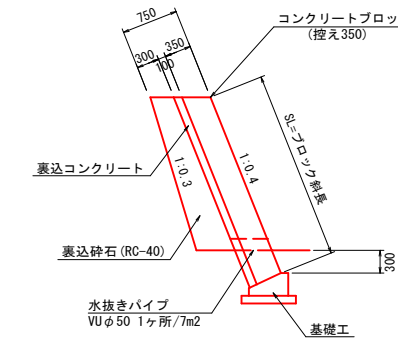


材料表 10m当り

名称	規格	数量
ガードレール基礎	BC-1100	10.00 m
間詰コンクリート	24N/mm ²	0.100 m ³
全上型枠		0.260 m ²
敷モルタル	C:S=1:3	0.220 m ³
均しコンクリート	18N/mm ²	1.300 m ³
全上型枠		2.000 m ²
基礎砕石	RC-40, t=100mm	5.070 m ²

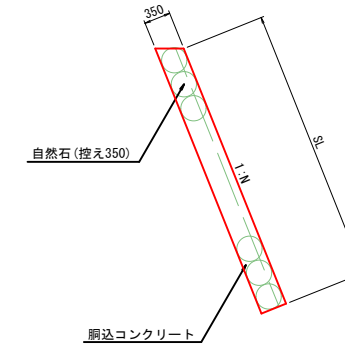
コンクリートブロック工

S=1:50



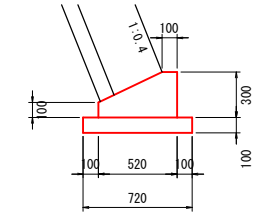
石積工

(取付工) S=1:50



基礎工

S=1:25



材料表 10m当り

名称	規格	数量
コンクリート	18N/mm ²	1.140 m ³
型枠		4.00 m ²
基礎材	RC-40	7.20 m ²

アスファルト舗装

S=1:10

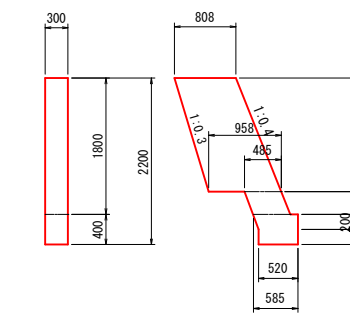


小口止工

S=1:50

1号小口止工

SECT 0.0

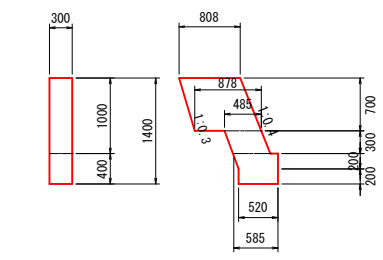


材料表 箇所当り

名称	規格	数量
コンクリート	18N/mm ²	0.51m ³
型枠		4.07m ²

2号小口止工

SECT 8.0



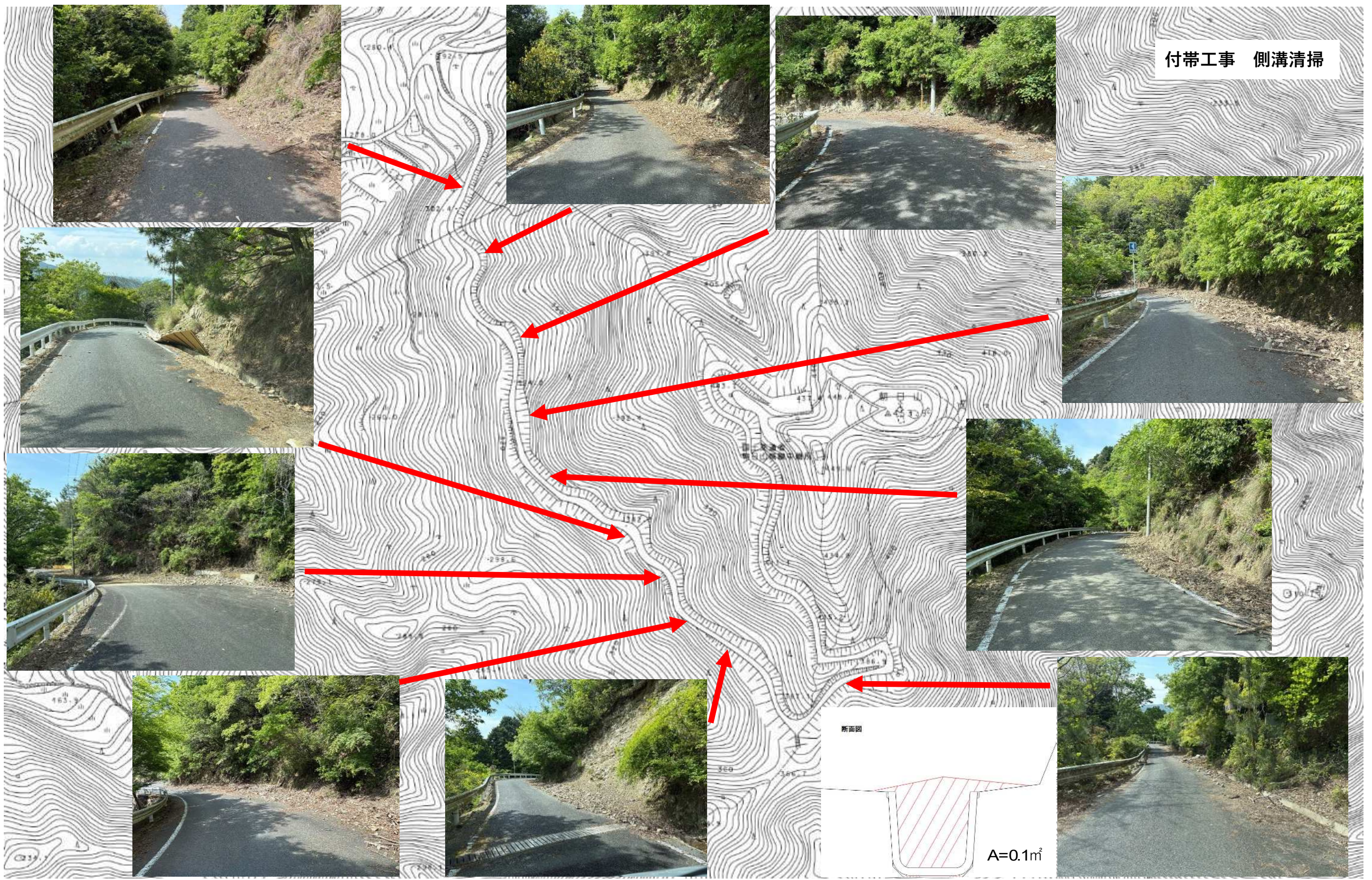
材料表 箇所当り

名称	規格	数量
コンクリート	18N/mm ²	0.29m ³
型枠		2.34m ²

宿根線

工事名	林道宿根線災害防止対策工事		
図面名	展開図・構造図		
作成年月日	令和 7年 5月		
縮尺	図示	図面番号	3 / 3
会社名	株式会社セトウチ		
事業者名	竹原市		

付帯工事 側溝清掃



$$L=900\text{m} \quad V=900 \times 0.1=90\text{m}^3$$